

令和8年7月9日に公告した「都市基盤河川奈坪川護岸工事（その2）（総合治水・雨水対策事業）[宇都宮市今泉新町]」の一部を次のとおり改正したので、公告する。

令和8年7月21日

宇都宮市長 佐藤 栄一

設計図書中 6頁

平場工に使用する基礎碎石の条件の12.5cmを超え17.5cm以下を
7.5cmを超え12.5cm以下に改正する。

設計図書中 33頁, 34頁

護岸工事に使用する現場打天端コンクリートの積算において、
グループコード内で1m当りで計算しているものを10m当りに改正する。

特記仕様書 2ページ

特記仕様書中の、建設副産物関係、建設廃棄物関連の項目で
コンクリート殻の運搬距離を3.3kmから3.2kmに改正、
プラスチック殻および木くずの数量を追加、
大谷石運搬の項目を新たに追加した。